

財務省告示第二百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年七月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年八月七日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百三十七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

十一 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 ・ 参 加	国 債 市 場	入 札 行	価 格 競 争	七 払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 ・ 参 加	国 債 市 場	入 札 行	価 格 競 争	六 発 行 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 ・ 参 加	国 債 市 場			
平成二十年七月二十二日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金と	千万円					円	千	四	一	千七百九十億九千三百	億	七	千	一	兆	二	千	九	百	六	十	五	込み の 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 の 額 を 割 り 当 て る 。	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 申

十七	十六	十五	十四			十三	十二				口								イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者第	特別参加	国債市場		入札発	価格競争				
平成二十年七月二十二日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に	平成二十一年七月二十一日	十三銭九厘	額面金額百円につき九十九円三				十三銭九厘	額面金額百円につき九十九円三		十三銭六厘以上	額のつき九十九円三			